

別紙 2

論文審査の結果の要旨 中華民国国民政府の憲政移行と司法

吉見 崇

本論文は、中華民国国民政府による訓政開始（1928年10月）から憲政実施（1948年5月）に至る時期を「憲政移行期」と捉え、中国近現代史における立憲主義の歴史的意味を、司法権の独立および検察制度の改革という視点から考察したものである。中国近現代史研究の領域では近年来、1989年6月の天安門事件や1980年以降の台湾民主化の経験をふまえて、近現代中国における立憲主義や政治的リベラリズムに対する歴史的関心が高まりつつあるが、本論文は国家の権力装置である司法・検察の制度変革や改革構想を通じて、近代中国における立憲主義の可能性を問うという、新たな課題を設定している。

論文は、序章と終章を含め全6章からなる。本文および註はA4判128頁（400字詰め原稿用紙換算約260枚）で、註は各章末に置かれている。本文の前には「司法行政部の帰属問題に関する組織図」が2枚（2頁）、また、本文の後には史料・文献一覧（全18頁）が付されている。

序章では本論文の問題意識と研究の視角・課題が提示される。筆者はまず、中国国民党の創始者であり、中華民国の「国父」となった孫文の軍政→訓政→憲政の革命三段階論、および行政・立法・司法・監察・考試の五院からなる政府組織論には、制度論として曖昧な点が多く、その後の政権運営において大きな解釈の余地を残したことを指摘する。しかも、訓政期には中国国民党が政府を一元的に指導するという党政関係の影響もあって、憲政のあり方について、政治家や官僚、学者の間ではさまざまな見解や構想が表明された。その中でも、とくに盛んに議論されたのが「司法権の独立」をめぐる問題であり、また司法改革と関わる検察制度のあり方であった。

「司法権の独立」問題は、主に組織論として、司法行政が司法院に帰属するのか、それとも行政院に帰属するのかという、対立する議論を基軸に展開した。これを論じるのが、第1章「国民政府の五院制と司法行政部の帰属問題——訓政期における司法権の独立をめぐる」であり、筆者はここで司法行政部を行政院に設置することを主張する立場と、司法行政部を司法院内に置くことを主張する立場が各時期に錯綜する状況を描き出す。制度設計をめぐる、党・政府内部ではさまざまな議論が繰り返された結果、司法行政部の帰属先は、行政院と司法院の間で二度にわたり変更されることになった。

続く第2章「中華民国憲法制定と司法権の独立」では、1937年の抗日戦争勃発を背景に、蔣介石が司法行政部の帰属を司法院から行政院に変更することを提案し、それが孫科らの支持を得て実施に移される経緯を整理する。そこには「司法権の独立」を「裁判権の独立」と同一視するか否かという、憲政構想の根本に関わる原理的問題が存在していた。だが、同時にそれは司法・検察改革をめぐる一つの政治外交問題でもあった。すなわち、蔣介石は抗日戦争に勝利するため、アメリカ、イギリスなど連合国からの援助をとくに重視しており、アメリカからのたび重なる民主化要求に応える意味でも、アメリカ司法省の存在を意識しつつ、司法行政部を行政院に帰属させることを主張したのだ、と筆者は言う。こうした経緯をふまえて、第二次大戦後に開催された政治協商会議では、アメリカをモデルとしながら、司法院を最高裁判機関と位置づけるとともに、司法院は司法行政を管轄しない（言い換えれば、行政院が管轄する）ことで、憲政実施における制度設計の問題が最終的に決着した。

第3章「国民政府による検察改革の諸相」では、司法改革に並行して進められた検察制度改革の試みが扱われる。大陸法系を参照して築かれた北京政府期の検察制度は、国民政府成立後、とくに1930年代になると、王寵惠ら法学専門家の意見をもとにしだいに英米法系に接近する動きが見られ、この動きは日中全面開戦にともなう中米関係の緊密化により加速された。1942年には重慶に近い璧山に「実験地方法院」が設置され、アメリカの専門家ミルトン・ヘルミック（Milton J. Helmick）を招いて、アメリカの制度に親和的な改革案が起草され、司法行政部主導の検察改革が推進された。だが、大陸法系にもとづき別の方向で検察改革を主張する声も政府内外には根強くあり、検察改革は不徹底なまま、抗日戦争の終結を迎えることとなった。

第4章「戦後中国における検察改革の試み 1945～1947年」は前章に続き、戦後における司法行政部の検察改革の流れを整理する。抗日戦争中に民意代表機関として設置された国民参政会は、憲政施行にともなう司法・検察制度改革の可能性を独自に検討し、自訴（私人訴追）の拡充や国家律師（弁護士）制の導入を含む改革案を司法行政部に提示した。これをもとに司法行政部は自身の改革案と国民参政会の改革案を1947年に開かれた全国司法行政検討会議に上呈するが、自訴範囲の拡大を危惧する反対意見に遭い採択されず、こうして抗日戦争以来検討されてきた英米法系にもとづく検察改革構想は十分な実現を見ぬまま、1948年の憲政実施に至るのである。

終章で筆者は、以上の各章の内容を総括した上で、国民政府による司法行政部の設置や検察改革の試行は、近代中国における憲政実施に一定の前提条件を提供するものであり、政治の民主化や人権の保障を促進する面でも、立憲主義の実現に積極的な意味をもったとする。ただ、1948年における憲政の実施は、国民党による一元的な指導や個人独裁という点では大きな制約を内在させており、法の支配を機能させる上で、権力の分立や暴力の抑止をいかに制度の中に組み込んでいくかという課題は、その後

の中国大陸および台湾（中華民国）の政權でも引き続き問われることになった、とする。

以上が本論文の概要である。審査委員会では本論文の成果として、次の諸点が挙げられた。

第一に、近代中国の司法・検察制度をめぐる構想を時系列に沿って整理・分析し、それを各時期の政治過程と結びつけて論じたことである。制度史と政治史を架橋するこうした試みは文中に多く引かれる一次資料（国民政府・国民党檔案）とあいまって、筆者のオリジナルな成果と言え、国際的に通用する水準の高い労作だと評することができる。

第二に、抗日戦争期の中国を取りまく国際環境に視野を広げ、国民政府が取り組んだ司法・検察改革に、アメリカ合衆国をはじめとする国際的圧力が働いていた点を指摘したことである。とくに、1943年の不平等条約改正が中国内政にもたらしたインパクトの下、ヘルミックらによる実験法院の試みを取り上げたことは、史実の発見・解明という意味でも、学界への大きな貢献に数えられる。

第三に、民主化の推進や人権の保障という近現代中国が抱えてきた大きな政治的課題を、清末以来現在までの百年にわたるタイム・スパンで見通すための視座を提示するのに成功したことである。本論文が指摘するように、中華民国国民政府による1948年の憲政移行は「中国憲政百年史」における重要な転換点であった。そこであらわれた権力抑制・人権保障などの問題が、1949年以降の大陸中国や台湾（中華民国）で未完の課題として問い続けられてきたことを、本論文は浮き彫りにしている。

ただし、本論文にも欠点が無いわけではない。審査委員会では次の諸点が指摘された。

第一に、司法行政部の帰属問題について、各論者の判断規準や根拠が何であったのかが明快に整理されておらず、そのため「司法権の独立」という理念と組織論の結びつき方が理解しにくいものになっていることである。論文の中では、憲政と訓政、大陸法系と英米法系、三権制と五院制という二項対立的枠組みが叙述にはっきりとした輪郭と奥行きを与えているだけに、「司法権の独立」をめぐる議論においても、複雑で入り組んだ構造を整理するための枠組みを一步踏み込んで設けるべきではなかったか、との意見が複数の審査委員から出された。

第二に、中国国民党内の複雑な人間関係と思想状況への目配りが十分になされていないことである。筆者は国民政府の統治の性格を「緩い独裁」と規定するが、実際には入党時期や留学経験などにより、有力黨員や指導者層の思想や信条は一枚岩

ではなかった。党内のそうした分岐や対立が司法・検察制度の改革案にどのようにつながっていたのか、本論文で十分な注意が払われているとは言い難い。

第三に、前半の第1・2章と後半の第3・4章とが必ずしも有機的に関連づけられておらず、論文全体の構造がやや見えにくくなっていることである。最初に明快な問題提起があり、各章で個別にそれに答えていくという構成になっていれば、読者も論文の筋や流れを追いやすくなると思われる。叙述の仕方や文章表現に工夫をこらすことも今後の課題であろう。

しかしながら、審査委員会は、これらの点は本論文の成果や長所を損なうものではなく、今後の残された課題と受けとめるべきものであるとの認識で一致した。したがって、審査委員会は、本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。